

かなかよく言われるように、校長がかわれば学校も変わるというよう
ようなことが言われるわけですが、いい方に変わるべく、わ
れわれといたしましても、校長、教頭の指導をしていきたいとい
ふふうに考えております。

小学校の方引きにつきましたは、先ほどちょっと触れましたが、
学校といたしましても、新入学児童のときとか、夏休みの前、冬
休み、春休みとあるわけですが、この前に、特に万引きに
つきました、学校側といたしましてよく注意をいたしましてやれ
というふうなことを、毎回のたびにわれわれからも指摘をし、また
指示をしているわけですが、なかなか学校側、それから店舗
関係の連絡がないと、これが大きな問題になっていくわけですが、
まずので、先ほど申したように、スーパー関係等と十分われわれ
の協力関係を持つていて、小学生あたりの指導に重点を置いて
いきたいというふうに考えております。

それから、教育委員会の方、具体的な対応、非常にこれは細か

くなるわけですが、いいますけれど、われわれといたしましては、各学校
の現状と問題点とか、教育委員会の学校への指導、それから関
係行政機関、たとえば学校とか警察とか教育委員会、青少
年問題協議会とか、地区委員長会等があるわけですが、
これらの機関と連絡を十分にいたしまして、即連絡がとれるよう
われわれもしていきたいというふうに考えを持っております。時間
非常に長くなりますので、この報告は省略させていただきます。
なお、事件の概要、内容等につきましては、教育次長の方から御
説明申し上げますので、よろしく願います。

○議長(田村市郎君) 一時まで休憩いたします。

午後零時 一分 休憩

午後一時 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
○助役(古谷徳男君) 自席からお答え申し上げます。

助役会での経過はどうかということですが、この退職手当につきましても、昨年来、二十六市の市長会の方から、助役会で二十六市でなるべく統一した線でできるように、たたき台になるものを検討しろと、こういうふうなことで助役会にその検討を任された経過がございますが、助役会といたしましては、本年の二月に二十六市中八人の委員を選出いたしまして、小委員会なるものをつくりまして、立川の助役さんが会長ということでございます。その後五回ないし六回程度と申しますけれども、委員でこの検討をさせていたいたためでございます。私も第一ブロックの方から委員ということで、一応この検討に入ったわけでございますけれども、最終的に、五月三十日に小委員会でもとめました。たたき台を、全助役会の総会を開きまして、五月三十日に小委員会の案を説明したわけでございます。

その数字というものは、とにかく二十六市が非常にばらつきがあるわけでございます。国の基準に目標を設定するという基本点

を持って検討に入ったわけですが、一きよにそこまでは無理だろうとそういったことで、とりあえず目標といたしまして、まず、月数を幾らにするかということで、小委員会の方案といたしましては、勤奨退職による最高の月数を七十五月、それから普通退職の場合の月数を六十月、そういうふうにとしようと。

それから、退職手当の基本になる給料その他の件でございますけれども、とにかくいろんな調整手当てとか、それに付加する何号アップだとか、いろんなものについているところが多いわけですが、そういうのは全部一切廃止して、本俸一本で基準をもっていこうと。それから、年次といたしましては、とりあえず五年間を目標に、そういった線で統一したらいいんじゃないかと、こういうふうなことで、いま助役会の中でこういったことを詰めております。まだ最終的な助役会の結論は出ておりませんが、これを早い時期にまとめまして、市長会の方へこれをあげたい、こんなような現在の状況でございます。

○総務部長（浅見裕康君） 自席から、数字的な関係につきまして、三
点御答弁申し上げます。

まず、第一点の五十七年度におきます退職者の数でございますが、
けれど、普通退職者が六人でございます。それから勸奨退職者が
五人でございます。計十一人でございます。

次に、同じく勸奨退職者の退職金の最高額、金額で一十九百
十五万二千六百八円でございます。ちなみに、退職時年齢が五十七歳、
それから勤続年数が二十三年でございます。

それから、第三点の新聞報道のランクの問題でございますが、
い、確かに九番目というような形で新聞には出されております。こ
れは、どうしてもこうなったかと申しますと、当市の場合は、五十五
歳からいわゆる自分の希望で後進に道を譲るということ、私と
もにあります。要綱に基づいた申し出のできる規定になっておりまし
て、これに基づきます退職が一応五十五歳ということになっておりま
すので、こちらのいわゆる勸奨大の待遇を受けた場合の退職金と

して、実は新聞に出ていたわけでございます。他市においては、これが
五十七歳とか六十歳とか、年齢に非常に差がございます。したがっ
て、モデルになっております課長で、大学を卒業して三十三年勤
続、これが五十五歳になるわけでございます。そういう形で、対象に
なる市と、いわゆる普通退職扱いにならざるを得ない市と、そういうこ
とがございました。ああいったランクができたということでございます。
本件については、その取材をしました担当記者の知識、そういったも
のが問題になるんじゃないかと考えております。もちろん、私どもの
紹介に対します答弁といたしましては、そういう特例を加味した形
の退職金でございます。この説明を付記して、お答えを申し
上げているわけでございます。ただいま申したような理由でラン
クがああいった形であるということでございます。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきまして、教育
長の答弁の補足をさせていたいただきます。

最近の学校の実態でございますが、これが五十七年度分でございます。

すが、五十七年度におきましては、生徒の非行等の問題行動の件数でございしますが、一中が六件、二中が十二件で、合計十八件でございします。

内容でございしますが、万引きが一、侵入盗が一、深夜徘徊が二、家出が四、校内暴力などが十で、合計十八でございしますが、校内暴力などの内容でございしますが、これについては学校の施設の損壊が一、それから同一校の生徒間のけんかが三、それから他校生とのけんかが四、それからカンパの強要、たかりなどが二で、合計十でございします。

なお、本年の四月以降の主立った非行等の内容でございしますが、一中におきましては、五月十二日に、福生一中三年生及び卒業生による女子生徒に対する集団リンチということにございまして、十二日午後一時十五分から五時四十分ごろの間、一応卒業生三名とそれから三年生の一名四人で、三年生の一人を家に呼び出し、四時間にわたりプラスチック製のバットや手で顔面等を殴り、二週間

の負傷をさせたという件と、それから福生一中三年生による対教師暴力でございしますが、五月二十四日午前十時四十分ごろ、三年生Aは第二校時が終了後、二階三年の組の前廊下で輪ゴムをシャーペンシルに引っかけて友達をぬらい打ちにして遊んでいたが、通りかかった教諭にも目かけて輪ゴムを打ったと。教諭が輪ゴムを取り上げようとして逃げるAを追いかけたが、ところがAは憤慨して、こぶしで同教諭の顔を殴り、また腹をひざげりにして、同教諭の尾骨骨折などで全治二週間の負傷を負わせたということにございします。それから、一中校舎の周囲の万年塀の落書きと窃盗でございしますが、五月十日の午後八時三十分ごろ、一中三年生の三名は、市内のスーパーで家庭用のスプレー式赤色塗料二缶を盗み、一中の正門寄りの万年塀に、延長百二十メートル、四十九カ所に福生一中三回生バリバリとか、そういうふうなことを書いて、落書きをしたということにございします。それから二中におきましては、五月二日対教師暴力事件でございまして、福生二中の三年生の教室の前で、授業を終

わって出ようとした美術担当の教諭を追いかけてきて、同組の生徒Aが同教諭を殴る、けるということで暴行を加え、また、これに二人の生徒も加わり、教師に暴力を加えて負傷させたということでございます。それからもう一つは、五月十二日でございますが、福生二中学生と羽村一中学生との乱闘騒ぎということでございますが、十二日の午前十一時十五分ごろ、二中校庭で、全校で十八日に行われる体育祭の練習をしていた。そこへ羽村一三年生田カ子十六人が入り込み、うち竹刀を構って来た人が二人でございますが、そこへ来まして、たまたまプール寄りにいた二中三年男子のうち、突っ張りグループと殴り合いとなった。これで、福生二中の四人と羽村一中の五人が直ちに各教師に取り押えられたということでございます。これらが主立った内容でございます。

以上、お答え申し上げます。

○十三番（小野沢 久君） 再質問させていただきます。

詳しい説明をしていただきました。校内暴力の関係は、学校だ

けでなく、非常に家庭での影響が大きいわけですが、いずれにしても、学校と家庭とあるいは地域とが一体となって取り組まなければならぬ問題だと思っておりますけれども、先ほどの説明の中にありましたリンチの関係なんですか、非行のグループを抜くようにした、大変勇気のいることだと思っております。そういう形で、この子が後々学校に行きにくいようでは困りますので、そこからホローとかカバーとかしているかどうかという点をお尋ねいたします。

それから、事件を起こした子もいろいろ将来があると思いますが、その処置、あるいは指導は、具体的にどうしてやっているのか、先ほどの話の中にも、親を呼んで話をするとか、家庭訪問をするとかということをやっておりますけれども、その辺のところを具体的にお願いいたします。

それと、スパー関係の万引きなどの実態調査をするということ、とでございますけれども、いま地域との関係が大事だと思っております。

ども、青少協等でもやっておりますけれども、親の指導というとおかしいけれども、その辺のコミュニケーションを十分にとっていただきたいと思います。

それから、小学校のころから中学生の中ぐらいになると思っておりますけれども、先だっても、ある小学校で父母の授業参観のときにも、小学生で三年生ぐらいで飛行機を飛ばしているのかいてね、先生がそれを注意しないと。現実には、授業参観のときにこのようなことが起きていくということは、やっぱり普通ではないということが想像がつくような気がするのですけれども、やはり厳しい態度である程度臨まないと、先生の方もなめられてしまいう、小学生のころからなめられるというふうな感じがするのですけれども、これは全体でないにして、その点では、何か先生が泣いてしまうと子供もやめるといふようなことも聞いたこともありますんで、やっぱりその辺での指導をしっかりと行っていたらと思うんで、小学校の対策を何か具体的に考えているところがあつたらう、もう一度その辺をお願いいたします。

それから、退職金の関係になりますけれども、助役会の方の話はわかりました。いずれにしても、五年後に七十五月、これは一つの案というところでありますので、これから先どうなっていくか、日野市等も、五年後繰り上げが後退をしたような報道もされておりますけれども、これは多少疑問もありますけれども、これはこの辺にしておきます。

当市の退職金の関係ですけれども、五十七年度の、人数はわかってんですけど、金額を教えたいたきたいのと、最高の先ほどの例だと、二十三年ですと係数的に二十六月になるのかな、と思うんですけども、この辺をもう一度お願いしたいのと、高齢職員の勧奨退職に関する基準、これは訓令なんですけれども、二十年を勤めた場合には、この勧奨退職の基準に当てはまるわけでございまして、今回このAさんの場合ですけれども、勤続二十三年、五十七歳ということ、一般職の場合が六十歳というふうな計算をしておりますね、この六十歳になる前ですから、いまのこの訓令の方で勧奨退職という扱いをするんですけれども、勧奨を受けて退職する場合には、号級

が一号アップしますね。この場合は勸奨は別に受けたわけでもないです
ね。たまたま特例の方に該当して、十年以上の勸奨退職の基準の
八条の退職の特例というのがありますね。十年以上の職員で、そ
の者が年齢五十五歳から勸奨を行う年齢までの間に該当する
いう、ここに該当する形だと思いうんですけれども、この場合の二十年
以降でこれに該当するんですね。もう一つは、初仕給の昇格 昇
級等の基準に関する規則の中でも、やっぱり、一応二十年以上勤め
た場合には、一号俸上級の方に昇格することになっておりますけ
ども、今回のこの方の場合には、辞める前に二号級でなくて一号
級上がったということですが、その辺をお尋ねします。それと、この
訓令でいきますと、いずれにしても二号級、勸奨大を受けた場合
には二号級の上位に行くわけですよ、それを確認しておきたい
と思います。

それと、武蔵野市では、駆け込みの問題が大変大きな問題とな
っておりまして、これもやっぱり、いまの訓令による八条の関

係で、福生市も、まさに現状ではそういう状況だと思いうんですけれども、
確認をしておきたいと思います。

以上、その点を二回目の質問とさせていただきます。

○教育長（森田 猛君） それでは小野沢議員さんの二回目の御質問
に御答弁申し上げます。

グループから抜けようとする生徒に対する学校側の処置でござ
いますけれども、そういうふうなグループから抜けようとするこ
とは、非常に大変なことではないかと思えます。これが、学校側が
これに適当な対処をしなければ、非常に問題が残ってくるわけで
ございます。そのような生徒が普通の状態で学校で勉強でき
るようになるには、学校が一丸となりまして細かい指導を十分
するよう、われわれの方からも学校長にはよく注意はしてある
わけでございます。現在の例の集団リンチを受けた子ですが、
現在、学校へ登校しております。非常に明るく登校してあり
ますので、われわれとしてもほっとしたというふうな現況でござ

います。

それからまた、事件を起こした生徒の処置でございますけれども、これは、理由のいかんを問わず暴力は絶対だめであるということにしまして、問題の起こった都度、担任、生活指導主任等による指導を徹底してやっていかなければならないというふうにも考えておるし、また適応指導の基礎といたしましても、髪の色、服装、持ち物などの指導をやり、その生徒が正常になるよう担任が個別指導、また家庭訪問等をして、保護者の協力を依頼しておるわけでございます。この指導を行う一方、その該当生徒に対しましても、心の触れる授業を合わせて行ななければならぬというふうにも考えております。学校側といたしましては、あらゆる手段等を使って現在やっておるわけでございます。規律をどうしてもよく守っていただき、学校の方針に従って授業を受けていただきたいというふうにも考えております。それから、教師の指導力の問題でございますけれども、確

かに教師の一部の中に指導力の欠けている教師がいることは事実でございます。それで、われわれ教育委員会といたしまして、特に、新任教諭等につきましては十分な研修を行ななければならぬというふうなことで、新任研修会、これは福生地区以外から転任になった教師を含むわけでございますけれども、年二十回ぐらいの研修を開いております。それから、いま一つ、研究会等も非常に教師に対する指導力の向上というところで絶対必要であるというふうなことで、幸い福生市といたしましては、かなり活用していききたいというふうに考えております。

なお、新任教師に対しましては、ことしの初めての試みでございますが、御岳山に一泊出張にいたしまして、研修をしようというところで、八月に実施することに決まっております。それらの機会を通じまして、教育は時間がかかりますけれども、若い教師から徐々にそういうふうな指導を強めていこうというふうに考

えております。

それから、ちよつと私、最初落としましたんですけれど、教育委員会の考え方でございますけれども、その中で、私は教育長としての一つの方針もあるわけでございます。これは、暴力の絶対否定、特に、対教師暴力、これは絶対に許せません。それから、次に、教師、生徒間の秩序の確立、次に、学校、家庭内での子弟、親子間の信頼の確立と、次に生活指導の徹底と。この四点を私は重要視いたしまして、学校長に指示して現在やっておりますわけでございます。なかなかむずかしい問題でございますけれども、学校、また教育委員会は全力を挙げて生活指導の点にもやっておりますというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○庶務職員課長（矢崎茂夫君） 十三番議員さんの再質問についてお答えいたします。

五十七年度の退職の金額でございますけれども、普通退職分が

六人でございまして、一千三百四十万九千七百四十一円でございます。それから、勸奨分については五名でございまして、八百三十三万六千九百八十三円でございます。

それから、先ほど部長から申し上げました勸奨大退職の最高のAさんでございまして、これにつきましては、二十二年五月の勤続でございまして、端数は一年といたしますので、二十三年。二十三年は勸奨の基準に該当いたしますと五十四、四月とということで、計算の基礎となっております。

それから、一号アップの関係でございますけれども、このAさんの場合は、勸奨一肩たたきを行った職員ではなくて、先ほど申し上げましたとおり、本人の申し出でございまして、八条の特例に該当して退職することということでございますので、肩をたたいた方については一号アップでございますけれども、この方は肩をたたいておりませんので、二十年の規則の方の、いわゆる初任給昇格基準の規則の規定によりまして計算するのには一号

アップが入っております。

それから、駆け込みの関係でございますけれども、私もは、まだそれが具体的な数字としてあらわれておりませんので、現在はそのようなことはございません。

○十三番（小野沢 久君）校内暴力の関係、なかなかこれといった特効薬がないのが現状でございますけれども、教育長も幾つかの指針を持って臨んでいるということでございますけれども、何と言っても、先生が非常に子供たちに愛情を持って接していかないとなかなかむずかしい。それと同時に、家庭の役割りが非常に大きいと思いますので、これも恐らく家庭と連携を取った活動をやったり進めていかなくてはならないんじゃないかと思っておりますので、今回、一応この程度にとどめておきますけれども、特に小学校の対策はきちんと今後も続けていって、なるべく早い時点で指導ができるようにしていかないとむずかしいし、また小学校からの情報がそっくり中学にある程度いくようにでないとなか

なか指導もむずかしいと思っておりますので、そこらへんの対応はきちんとしてやっていただきたいと思います。

それから、退職金の関係ですけれども、駆け込みがあるかないかということじゃなくて、現状のいまの規則と条例でいくと、あった場合にはやむを得ないということになると思うんですけれども、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど市長からお答えをいただいていたのはいるんですけども、市長の考え方としては、住民の理解を得られるような方向と、いうことでございますけれども、市長はその組合議会の議員人として、率でいくとどのくらいを考えているのか、なかなか言いにくいと思うんですけれども、そこら辺をお聞かせ願えれば幸いだと思っております。とにかく組合議会でありますので、私たち議会で云々というわけにもいきませんので、市長の毅然とした考え方をやっぱりここには聞かせていただくことが今回のこの問題での一番のメインになりますので、お願いいたします。それと合わせて、先ほどの助役